

「墨田区基本計画」(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

「墨田区基本計画」(案)

(2) 意見募集期間

令和8年5月1日(金)から同年5月31日(日)まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和8年5月1日号、5月11日号
- ・区公式ウェブサイト
- ・区公式SNS(LINE・X・フェイスブック)

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・企画経営室政策担当窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請(Logoフォーム)又は持参

(5) 意見提出先

企画経営室政策担当

(6) 意見募集の結果

意見者数：10人、意見数：21件

2 パブリック・コメントの意見等の内容と区の考え方

NO	意見等の概要	区の考え方
1	全体 文章ばかりでは理解しがたいので、高齢者等にも理解しやすいよう、具体的事例を別冊にでも用意してほしい。	今後、基本計画の内容を分かりやすくまとめた概要版の作成を予定しています。
2	第1章 II 計画の特徴・性格 4ページ右下の図が読みづらいので、もっと大きく掲載すべきである。	図が読みやすくなるよう、冊子にする際にデザインを工夫いたします。
3	第2章 II 人口の現状と将来推計 人口の推移は地域の特性をアピールする努力次第で変化していくと思う。 他区と比較すると魅力ある地域だが、インバウンドに振り回されないで住民が幸せを感じながら暮らせる、豊かな人生を過ごせる地域を目指したい。	まちの魅力の発信は重要であると考えており、シティプロモーション戦略を重点プロジェクトのひとつとして掲げています。 区民の皆様に「暮らし続けたい」と感じていただけるよう、基本計画に掲げる各種取組を着実に推進していきます。

4	<p>第2章 II 人口の現状と将来推計</p> <p>将来推計人口（各年次）において、日本人人口と外国人人口の内訳を明示してほしい。</p> <p>また、外国人人口の増加率・増加数の想定根拠を説明する資料を計画または補足資料として公表してほしい。</p>	<p>外国人人口については国際情勢や経済状況、災害や感染症の流行など、国内外の要因により変動しやすく、不確実性が大きいことから、外国人のみの推計は行っておりません。</p> <p>推計に当たっては、総人口について、出生率、社会移動率等を基にしたコーホート要因法により、将来人口推計を行っています。</p>
5	<p>夢実現プロジェクト2</p> <p>高齢化が進み、ますます空き家の増加が見込まれる中、空き家所有者が何も管理をしなければ何も変わらない現在の空き家対策の仕組みで、本当に誰もが安心して心地よく過ごせる日本一のまちがつけられるのか。</p>	<p>空き家対策については重要な課題であると考えており、個人の財産であることを踏まえ、所有者への働きかけを基本としつつ、ワンストップ窓口の設置による発生予防、必要に応じた法令に基づく指導、利活用の促進など、実効性のある取組を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。</p>
6	<p>政策1</p> <p>イノベーションや産業のすべてがハードウェアやものづくりを前提としていることが、とても残念である。</p> <p>非ものづくりの産業を育てることも大切だと考えており、まちづくりも町工場の延命を前提とする必要はないのではないか。</p>	<p>既存事業者の維持・発展だけでなく、区内事業者や大学、スタートアップ等の共創を通じて、新たな産業の創出に取り組むこととしています。</p> <p>これまで受け継がれてきた「ものづくりのまち」という地域特性を活かしながら、産業の振興に取り組んでいきます。</p>
7	<p>施策5-2</p> <p>経済振興や観光振興とこどもの安全は対立するものではなく、両立されるべきである。</p> <p>こどもの安全や居住環境を守るために、旅館業や民泊について、今後の新規施設に対する規制強化や管理体制の充実だけでなく、既に許可を受け営業している施設や現在審査中の施設について、どのように安全性や生活環境を確保していくのかを明確に示してほしい。</p>	<p>観光振興においては、区民の生活環境との調和が重要であると認識しており、観光客へのマナー啓発、宿泊事業者との連携等の取組を進めていきます。</p> <p>また、旅館業や住宅宿泊事業（民泊）については、監視指導を強化しているところであり、事業者が宿泊者に説明すべきマナーについても周知を図っているところです。</p> <p>区公式ウェブサイトを取組を掲載していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>区では、法違反等を探知した際には改善指導を行い、指導に従わない場合は行</p>

		政処分を行う等、厳正に対応してまいります。
8	<p>施策5-2</p> <p>旅館業・民泊を巡る制度運用にあたっては、違法民泊対策だけでなく、学校や保育施設周辺における旅館業の在り方の見直し／住宅密集地への配慮／子どもの安全や生活環境を考慮した制度設計／住民意見を反映できる仕組みの構築／既存施設を含めた実効性ある監督体制についても検討してほしい。</p>	<p>旅館業や住宅宿泊事業（民泊）に関し、新設・改正した関係条例を、令和8年4月に施行しています。条例の検討に際して、パブリック・コメント手続等を通じて、区民の皆さん等の意見を広く求め、可能な範囲での意見の反映等に努めたところです。</p> <p>今後は、条例の効果検証とともに、規制のあり方について適宜検討を行い、生活環境悪化の防止に取り組んでいきます。</p> <p>なお、既存施設も含めて監視指導の強化を行っているところであり、実効性を高められるよう取り組んでいきます。</p>
9	<p>施策7-2</p> <p>墨田区を含め下町は昔、海だった。軟弱な地盤上に建物があり、首都直下型の地震が発生すれば大災害になる。想定外だったとならないよう、日頃から備えていただきたい。</p>	<p>首都直下地震等の大規模災害に備え、地域特性も踏まえながら、自助・共助・公助が連携して日頃から防災対策を進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>基本計画においても、防災行動力の向上や防災体制の強化を位置付けており、今後を着実に取組を推進していきます。</p>
10	<p>施策7-2</p> <p>主な事業、「避難所環境の充実」について、誰もが安心して避難生活を送れる環境をつくるために、「エネルギーセキュリティの確保」という視点も盛り込んでいかがか。</p>	<p>基本計画は施策の大きな方向性を示す計画として、現状の表記としております。</p> <p>災害時のエネルギー確保など、避難所におけるエネルギーセキュリティ確保に関する取組については、墨田区地域防災計画等の個別計画において位置付けており、これらに基づき対応していきます。</p>
11	<p>施策8-1</p> <p>樹木がいっぱいの公園づくりを目指し、樹冠被覆率を高め暑さを抑える温暖化対策をお願いしたい。</p>	<p>分野別計画である墨田区公園マスタープランにおいて、地球温暖化などを踏まえた持続可能なまちづくりに向けて、公園も植物や緑陰を確保し、環境に配慮した公園づくりに取り組んでいくこととしています。</p> <p>135ページの「まちが輝く公園づくり事業」に記載のとおり、自然環境の保全や創出に資する公園の整備を進めています。</p>

12	<p>施策 8-2</p> <p>区内の樹冠被覆率、緑化率、緑被率を高めていただけるよう対策をお願いしたい。</p>	<p>公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化活動を促進することで、身近な緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進しています。</p> <p>分野別計画であるすみだ環境の共創プラン及び墨田区緑の基本計画に基づいて、区内の緑化を推進していきます。</p>
13	<p>施策 8-2</p> <p>未来の子どもたちと未来の地球に、自然豊かな環境を残したいと切に願っている。</p> <p>行政や区民の皆さんにも自然保護について関心を持っていただけるようお願いしたい。</p>	<p>緑と花の学習園の運営や自然観察会の実施等により、区民の皆さんが自然と触れ合える機会を創出することで、自然環境の保全や生物多様性の重要性について理解の促進を図っています。</p> <p>引き続き、これらの取組をはじめとした環境施策を推進し、区民の環境保全活動や環境保全の意識の向上につなげていきます。</p>
14	<p>施策 8-2</p> <p>すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言の実現のために、できることを少しずつ実行してもらいたい。</p>	<p>本区のビジョンである墨田区基本構想において、子どもたちにより良い環境を引き継いでいくため、一人ひとりが環境負荷の少ない生活行動や事業活動に取り組むことを明記しており、持続可能なまちづくりに向けて着実に取り組んでいきます。</p>
15	<p>施策 8-2</p> <p>主な事業「再生可能エネルギーの導入促進」について、区のゼロカーボンシティを、より複層的かつ強固に推進するために、電力の脱炭素化という重要な取組に加え、「エネルギーの多様化」という視点も盛り込んでいかがか。</p>	<p>基本計画では、大きな方向性として環境負荷の少ない生活行動や事業活動の推進について記載しています。</p> <p>「エネルギーの多様化」という視点については、分野別計画である第三次すみだ環境の共創プランにおいて、具体的な環境施策を記載しており、再生可能エネルギーの導入促進に加え、エネルギーの効率的利用や多様なエネルギー源の活用等、多角的なアプローチによる脱炭素化の推進に取り組んでいきます。</p>
16	<p>第 4 部 II 公共施設等整備の考え方</p> <p>水道インフラ（給水管路・貯水施設等）の老朽化状況および更新計画について、東京都水道局との連携も含めた区の対応方針・スケジュールを計画または関連資料に明記してほしい。</p>	<p>特別区（23 区）の水道事業については、東京都が広域的・一括的な管理を行っているため、区の基本計画には記載していませんが、都による計画的な更新等について、区も引き続き協力していきます。</p> <p>生活インフラについては、電気・ガスな</p>

	<p>また、本計画のインフラに関する実施方針において、水道を含む生活インフラ全般を対象とした優先順位の考え方を示してほしい。</p>	<p>ど、管理主体や特性がそれぞれ異なるものがあり、優先順位を定めることは難しいですが、区が管理する公共施設等については、墨田区公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新を図っていきます。</p>
17	<p>まちで歩きタバコを注意したことがある。そのようなことが余りにも多く、不健康な人も多いのではないかと。改善をお願いしたい。</p>	<p>墨田区路上喫煙等禁止条例に基づき、区内全域で路上での歩きタバコをご遠慮いただいています。区民や本区を訪れた方への周知を図るため、ポスターや路面シートの掲示等により啓発に取り組んでいきます。</p>
18	<p>自転車の台数が多く、歩道でも安心して歩かなくなっているため、対策をお願いしたい。</p>	<p>自転車等利用者への交通マナー等の啓発活動を実施することで、交通事故を減らし、安全なまちづくりを推進していきます。</p> <p>また、歩道に放置された自転車は歩行者の通行の妨げとなるため、引き続き警告や撤去を実施していきます。</p>
19	<p>大横川推進公園の万華池について、生き物保全のため、土留めやポンプ等設備の点検・修理を適宜お願いしたい。</p>	<p>毎月の定期点検等を通して、施設の破損等の状況を確認し、適切に補修工事を行い、良好な環境の維持に取り組んでいきます。</p>
20	<p>昆虫の食事と隠れ家の確保のため、半分ずつの面積で交互に刈取りするなど、植物の刈取りの時期や方法を検討してほしい。また、一斉に剪定するのではなく、種類に応じた植込みの剪定をお願いしたい。</p>	<p>生物多様性の観点から、区の公園では昆虫の生息環境を保全するため、草刈高さは原則として地表から5cm程度を基準としています。また、ツツジ等の花が咲く低木については、開花時期が終わった後、最適なタイミングで剪定する等の対応をしています。</p>
21	<p>伐採により二酸化炭素の放出増につながるため、木の枝の伐採は必要最小限でお願いしたい。</p>	<p>公園の木の枝は、原則、落枝の防止や公園内の見通しの確保のための剪定等、必要最小限の伐採としています。</p>